

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第18号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(勘定科目)

第9条 局の会計経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定、資本勘定その他必要な整理勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別に定める。

第12条第1項中「調整課長」の右に「又は吉祥院支所長」を加える。

第20条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 立木

ウ 建物

エ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

オ 機械及び設備

カ 車両運搬具

キ 船舶

ク 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

ケ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからクまでに掲げるものである場合に限る。）

コ 建設仮勘定（ウからクまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

(2) 無形固定資産

- ア 水利権
- イ 借地権
- ウ 地上権
- エ 特許権
- オ ソフトウェア
- カ 施設利用権
- キ 電話加入権
- ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからキまでに掲げるものである場合に限る。）

(3) 投資その他の資産

- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金その他投資

第21条第1項中「、建設仮勘定」を「及び建設仮勘定」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、リース資産にあつては、取得した年度から減価償却を行う。

第21条第4項中「地方公営企業法施行規則第8条第2項及び第9条第2項」を「地方公営企業法施行規則（以下「省令」という。）第15条第2項及び第16条第2項」に改める。

第25条を削り、第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（たな卸資産の評価）

第24条 事業用の材料や消耗品等短期間に消費されるたな卸資産の評価は、低価法によらないことができる。

第27条第1項中「調整課長」の右に「又は吉祥院支所長」を加える。

第7章中第53条を第59条とし、第52条を第58条とする。

第7章を第11章とし、第6章の次に次の4章を加える。

第7章 引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第52条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

## 第8章 セグメント

（報告セグメントの区分）

第53条 省令第40条第2項に定める報告セグメントについては、公共下水道事業特別会計において汚水処理及び雨水処理に区分する。

## 第9章 リース会計

（所有権移転ファイナンス・リース取引）

第54条 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。）については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、省令第55条第3項の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

- (1) 購入した場合に固定資産として計上しないもの
- (2) リース期間が1年以内のもの

2 前項ただし書の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、省令第42条第1項の規定による注記を要しないものとする。

（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

第55条 所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース物件の所有権が借主に移転すると認められないものをいう。）については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、省令第55条第3項の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

- (1) 購入した場合に固定資産として計上しないもの
- (2) リース期間が1年以内のもの
- (3) リース資産の取得価格が300万円以下のもの

2 前項ただし書の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、省令第42条第1項の規定による注記を要しないものとする。

（オペレーティング・リース取引）

第56条 オペレーティング・リース取引（ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、省令第42条第2号の規定による注記を要しないものとする。

- (1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができるもの
- (2) 購入した場合に固定資産として計上しないもの
- (3) リース期間が1年以内のもの
- (4) 事前解約予告期間のもの
- (5) リース資産の取得価格が300万円以下のもの

#### 第10章 キャッシュ・フロー計算書

（キャッシュ・フロー計算書）

第57条 キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第7号様式から第10号様式までの規定中「第52条関係」を「第58条関係」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。

（上下水道局総務部経理課）